

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額については、平成5年10月から6年6月までは18万円、同年7月から7年8月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年9月30日まで

今回の申立てに先立つ平成21年3月に社会保険庁(当時)からの連絡により、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があることを知った。

私は申立期間当時、申立事業所から20数万円の給与をもらっており、また、申立事業所での給与は上がることはあっても下がることはなかった。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、平成5年10月から6年6月までは18万円、同年7月から7年8月までは20万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年9月30日）の後の7年10月12日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の役員でなかったことが確認できる上、申立人は、上記の遡及訂正処理については、平成21年3月になって初めて知ったとしているとともに、申立事業所の元同僚及び申立事業所が委託する社会保険労務士事務所の担当者は、「申立人は申立期間当時、申立事業所において社会保険事務に従事していたが、当該事務に関する決定権限はなかった。」と供述していることなどを踏まえると、上記の遡及訂正処理に関し

て、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成5年10月から6年6月までは18万円、同年7月から7年8月までは20万円）に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 7 日から 37 年 8 月 19 日まで

私は、昭和 35 年 2 月ごろから 43 年 2 月までの間、A 社及び社名変更後の B 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で正社員として勤務していたので、申立期間中も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社では、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたと思われるもの、申立期間当時の関係資料は保管していないため、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であるとしているとともに、申立期間当時の申立事業所における複数の元同僚からは、申立内容を裏付ける供述等を得ることはできない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票からは、申立人の被保険者資格記録が、オンライン記録どおり、申立期間直前の昭和 35 年 5 月 11 日から 36 年 8 月 7 日までの期間及び申立期間直後の 37 年 8 月 19 日から 43 年 2 月 10 日までの期間、確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名（旧姓を含む。）は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

さらに、雇用保険の被保険者情報では、申立事業所における申立人の雇用保険の加入記録が、申立期間直後の昭和 37 年 8 月 19 日から 43 年 2 月 9 日までの間確認できるのみであり、当該期間は、申立期間直後の申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 38 年 3 月まで

私は申立期間中、A社という事業所で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

私は申立期間当時、申立事業所で一般事務員として勤務しており、当該事業所が昭和 38 年 3 月に倒産した後、同じ敷地内にあったB社へ入社するまでの間、私が申立事業所に勤めていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等では、A社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録では、申立期間当時、申立事業所名と類似する適用事業所が、申立ての所在地と同一市区町内に1社確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立事業所における元同僚の氏名を覚えていない上、申立人が挙げた元事業主の所在がオンライン記録等では不明であるため、申立内容を裏付ける供述等を得ることができない。

加えて、申立人が、申立事業所と同じ敷地内にあったとして挙げたB社の元事業主は、「A社という名称の事業所は確かに同じ所在地にあり、また、B社の代表取締役と申立事業所の代表者は同一人物であったが、この事業所は、法

人としての登記はされておらず、元代表者の所在も分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から31年3月ごろまで

私は申立期間中、A社という事業所で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、申立事業所から誘いを受け、その直前まで勤めていた事業所を退職後、直ちに申立事業所へ転職し、正社員として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等では、A社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録では、申立期間及びその前の期間に、申立事業所名と類似する適用事業所が、申立ての所在地と同一又は隣接する都道府県内に3社確認できるものの、これらの事業所の業種は申立人が主張するものとは異なっているとともに、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の直前まで勤めていた事業所の元同僚で、申立人自身の転職経緯を知っているとして挙げた二人は、申立事業所名等は分からないと供述している上、申立人は、この二人以外には申立事業所の元代表者及び元同僚の氏名等を明確に記憶していないことなどから、申立内容を裏付ける供述等を得ることができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人の被

保険者資格記録が、オンライン記録どおり、申立期間直前の昭和 28 年 6 月 1 日から 30 年 9 月 1 日までの間、確認できるのみである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。